

総務大臣 金子 恭之 殿

高知県四万十市長 中平 正宏

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 2 項に基づく報告書

本市は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第 2 項の規定により、報告します。

記

第 1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年	当該年度の前年度 (令和元年度)	当該年度 (令和 2 年度)	当該年度の翌年度 (令和 3 年度)
資金不足比率 (下水道事業会計(農業集落排水事業))	—	23.9	—

備考

- 1 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 2 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第 2 令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当すると判断した理由

下水道事業会計（農業集落排水事業）は、令和 2 年度の公営企業会計への移行に伴い、令和元年度農業集落排水事業会計決算が打ち切り決算となったが、令和 2 年度決算において一般会計からの前年度繰入金の前年度繰入金の前年度繰入金の精算のため流動負債（預り金）に計上したことにより、一時的に資金不足額が発生した。

したがって、令和 2 年度は、前年度の決算処理上、一時的に資金不足が生じたものであり、令和 3 年度中に精算を行う予定のため、資金不足比率が経営健全化基準未滿となることが確実であり、経営健全化計画を定めないこととする。